

特掲診療料の施設基準（手術）に係る院内掲示

当院では下記の通り医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術（歯科点数表第2章第9部手術の通則4を含む。）の施設基準に係る手術症例数があります。

（令和6年1月1日から令和6年12月31日の期間における実績）

医療法人和光会 光病院

(1) 区分1に分類される手術		
ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	0	件
イ 黄斑下手術等	0	件
ウ 鼓室形成手術等	0	件
エ 肺悪性腫瘍手術等	0	件
オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0	件
(2) 区分2に分類される手術		
ア 靭帯断裂形成手術等	0	件
イ 水頭症手術等	0	件
ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	件
エ 尿道形成手術等	0	件
オ 角膜移植術	0	件
カ 肝切除術等	0	件
キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	2	件
(3) 区分3に分類される手術		
ア 上顎骨形成術等	0	件
イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	0	件
ウ バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	件
エ 母指化手術等	0	件
オ 内反足手術等	0	件
カ 食道切除再建術等	0	件
キ 同種死体腎移植術等	0	件
(4) 区分4に分類される手術		
腹腔鏡手術関連	40	件
(5) その他の区分に分類される手術		
ア 人工関節置換術及び人工関節置換術（手術支援装置を用いるもの）	0	件
イ 乳児外科施設基準対象手術（1歳未満）	0	件
ウ ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	1	件
エ 冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	0	件
オ 経皮的冠動脈形成術	0	件
急性心筋梗塞に対するもの	0	件
不安定狭心症に対するもの	0	件
その他のもの	0	件
オ 経皮的冠動脈粥腫切除術	0	件
オ 経皮的冠動脈ステント術	0	件
急性心筋梗塞に対するもの	0	件
不安定狭心症に対するもの	0	件
その他のもの	0	件